

## 7. 手術に関する件数

施設基準等の名称
医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術に係る施設基準

院内掲示をする手術件数

期間: R7.1.1～R7.12.31

・区分1に分類される手術

	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	
ウ 鼓室形成手術等	
エ 肺悪性腫瘍手術等	
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼, 肺静脈隔離術	

・区分2に分類される手術

	件数
ア 鞣帯断裂形成手術等	
イ 水頭症手術等	
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ 尿道形成手術等	
オ 角膜移植術	
カ 肝切除術等	
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	

・区分3に分類される手術

	件数
ア 上顎骨形成術等	
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	
エ 母指化手術等	
オ 内反足手術等	
カ 食道切除再建術等	
キ 同種死体腎移植術等	

・区分4に分類される手術の件数

54

・その他の区分に分類される手術

	件数
ア 人工関節置換術及び人工関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	42
イ 乳児外科施設基準対象手術	
ウ ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	0
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの を含む。)及び体外循環を要する手術	
オ 経皮的冠動脈形成術	
経皮的冠動脈粥腫切除術	
経皮的冠動脈ステント留置術	